

(様式 2)

地方公営企業法施行令（昭和 27 年 9 月 3 日政令第 403 号）第 21 条の 14 第 1 項第 5 号及び横浜市契約事務委任規則第 4 条第 4 項第 2 号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和 5 年 9 月 28 日

横浜市交通事業管理者
交通局長 三村 庄一

1 契約の概要

吉野町駅排水施設緊急補修工事
・ 下水管応急工

2 履行（納品）場所

南区吉野町 4 丁目 18 番地先

3 契約日

令和 5 年 6 月 16 日

4 履行日又は履行期間

令和 5 年 6 月 16 日から令和 5 年 7 月 21 日まで

5 契約金額

¥2,072,400. -（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥188,400. -）

6 契約の相手方（名称及び所在）

株式会社風雅
代表取締役 大山 裕治
横浜市南区山谷 69 番地

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

鎌倉街道吉野町 3 丁目交差点地中にある交通局所有の地中排水管において、継手部のズレに伴い地山部に空隙が確認されました。当該場所は幹線道路であり非常に交通量が多く、大型車両も頻繁に通行していることから即時的に対応を行わなければ道路陥没を招き、車線規制による渋滞や二次的な交通事故を発生させる可能性があります。この状況を受け、道路及び下水道管理者と調整した結果、空隙を解消する応急処置を緊急で行うことになりました。

8 契約の相手方の選定理由

本工事の実施にあたっては（１）下水管補修の施工ができ、（２）不測の事態に緊急対応可能であることが施工業者選定条件となります。株式会社風雅は、南土木管内下水道修繕工事（その５）を請け負っており、所在地が当該交差点から近く、上記条件を満たす契約相手と判断されることから当該業者と契約を締結しました。

9 所管課

横浜市交通局工務部施設課